

新型コロナウイルス感染症関連要望

1 新型コロナウイルス感染症対策の出口戦略について

(要望)

新型コロナウイルス感染症「第5波」においては、先が見えない中で県民に多くのご負担をお願いしてきた。どのような状況になれば通常の生活に戻れることになるのか、県民に県の考えを示すことが求められる。

そのためには、今後県がどのような対策を用意しているのか、何が達成されれば良いと考えているのか、出口戦略をどのように考えているのかをしっかりと示すこと。

(回答)

第5波においては、行動制限など、県民に多くのご負担をおかけし、また、医療機関はさらなる病床の確保をいただくなど協力をいただきながら、困難な状況を乗り越えました。

病床確保については、第5波ピーク時の入院患者数の2割増に対応できるよう、主に公的医療機関や疑似症患者受入れ医療機関と調整し、2,500床を確保しました。

一方で、国は、11月12日に「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」を取りまとめ、今後の感染拡大に備え、「医療提供体制の強化」、「ワクチン接種の促進」、「治療薬の確保」を進めるとともに、「経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現」を図ることとし、政府の基本的対処方針も全面改訂されました。

こうした国の方針を踏まえ、県としても、次の感染拡大に備えるとともに飲食やイベント、移動における行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用を検討してまいりましたが、変異株による感染の拡大を受け、国は令和4年1月19日に改めて同対処方針を変更し、まん延防止等重点措置区域での「ワクチン・検査パッケージ制度」については、原則として当面適用しないこととしたため、県ではこの方針変更を受けて、同制度の適用を見送ることにしました。

今後も感染拡大の状況を見極めながら、感染対策と日常生活の回復の両立に取り組んでまいります。

2 ワクチン接種について

(要望)

希望する県民に速やかにワクチン接種を行う体制を構築し、実施することが重要である。そのためには、ワクチンの確保、打ち手の確保、効率的な実施など県の役割も大きい。県民にわかるよう今後の予定を示すことなども、県民の不安解消には有効である。また、ワクチン接種の効果も併せて検証し、今後の対策に役立てることも行わなければならない。

ワクチン接種は、コロナ収束に向けた重要な施策であるので、希望する全県民へのワクチン接種を速やかに進めること。

(回答)

ワクチン接種の予定については、県ではこれまで「県のたより」や県ホームページにおい

て、丁寧でわかりやすい情報提供を心掛けてまいりました。今後も、県のホームページに開設した新型コロナワクチンポータルサイトなどにおいて情報を提供してまいります。

ワクチン接種の効果については、県ホームページにおいて年代別の接種率などを公表しており、高齢者接種率と新規感染者に占める高齢者の割合の推移など客観的なデータを活用しながら、県民の皆様にとって分かりやすい情報を提供してまいります。

引き続き、県では、希望する方が、一日でも早くワクチンを接種できるよう、市町村と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

3 病床の確保について

(要望)

県民の命を守るために医療崩壊は起こしてはならない。「第5波」はこれまでにないスピードで新規感染者数が増え、確保しなければならない病床の数も急増した。

病床のすそ野を広げるためには、病床の数を増やすだけでなく、医療従事者の確保、後方搬送なども重要な施策になるので、あらゆる対応を取ることで必要とされる病床を確保すること。

(回答)

「第5波」における感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードで感染が拡大したことを踏まえ、県では、11月に病床や宿泊療養施設の確保を中心とした医療提供体制だけでなく、保健所等における医療調整を含めた総合的な「保健・医療提供体制確保計画」を策定しました。

当計画において、第5波ピーク時の入院患者数の2割増に対応できるよう、主に公的医療機関や疑似症患者受入れ医療機関と調整し、2,500床を確保しました。

また、新型コロナウイルス感染症が軽快した入院患者について高度医療機関から重点医療機関等への転院や自宅療養への切替えを促進し、また、療養期間が終了したものの他の疾患等により引き続き入院が必要な患者の後方搬送を行い、病床逼迫の解消に努めてまいります。

4 コロナ禍の心のケアについて

(要望)

コロナ禍において自殺者の数が増加傾向にある。一人でも多くの方に届く支援が求められている。県は「かながわ自殺対策計画」に基づき対策を練っていることは承知しているが、コロナ禍の中でより丁寧な対応が必要である。

特に様々な自殺対策に係る人材確保と育成は重要であることから、これまで以上に力を入れること。

(回答)

県では、これまでも「かながわ自殺対策計画」に基づき、関係機関と連携しながら、自殺

対策を推進してきました。

さらにコロナ禍である令和2年度は「こころの電話相談」に加え、LINE相談の開設など、相談窓口の拡充を図るとともに相談窓口の普及啓発等の取組の強化を図ってきました。

自殺対策に係る人材確保については、引き続き県職員全員を対象としたゲートキーパー研修を進めるとともに、自殺未遂者や自死遺族の支援について、関係職員向けの研修や自死遺族のつどいの実施等、相談支援体制の充実を図ってまいります。

5 コロナ禍における県民への啓発活動について

(要望)

「第5波」が収束し、現在、「第6波」の可能性があると報じられているが、気温が低く空気が乾燥し新型コロナウイルスが感染力を持つ時間がより長くなる冬に備え、いかに情報提供を行い県民の行動変容につなげていくかが重要となる。

そこで、感染力が高いとされるデルタ株などの変異種の感染力の高さや病毒性に関する情報を、SNSのインフルエンサーの協力によって伝えるなどの啓発活動により、若者も含めた県民の行動変容につながるような情報提供に取り組むこと。

(回答)

県民への情報発信については、若者も含めた県民が必要とする情報を適時適切に提供できるよう、SNSを活用して、必要な情報の発信・提供に取り組んでいます。

今後も、県民のニーズを的確にとらえ、SNS等を活用して、必要な情報の発信・提供に取り組んでまいります。

重点要望

1 持続可能な財政運営について

(要望)

本県は厳しい財政状況に置かれており、現時点で来年度予算編成時における財源不足額は約850億円と見込まれる。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収も見込まれるため、施策・事業を抜本的に見直し、状況に応じて柔軟かつ機動的な財政出動を実施し、持続可能な財政運営に取り組んでいくこと。

(回答)

令和4年度は予算編成方針を発出した時点で850億円の財源不足が見込まれる状況にありました。施策・事業の見直しや令和3年度の税収増等により財源を確保し、予算を編成しました。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の登場や更に感染力の強い可能性があると考えられる同株の亜種が確認されるなど、先行きが不透明であることから、感染状況を注意深く見極め、感染拡大の防止と県内経済の回復のバランスを取りながら、実施しなければ

ならない様々な政策課題に的確に対応できる、持続可能な財政運営を目指してまいります。

2 災害時における情報の発受信・提供のあり方について

(要望)

災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報が大きく変わり、警戒レベル4に当たる「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化され、「避難勧告」は廃止された。国民に災害状況をよりわかりやすい言葉を用い理解してもらうことにより自分事と捉え、より避難行動につなげていくための取組の一つだと理解している。

今回の改正の趣旨を踏まえ、被災状況の収集や情報発信に必要な通信手段の確保、情報提供のあり方など、災害発生時の情報が、地域に確実に伝わる取組を強化すること。

(回答)

今回の法改正の内容は、避難勧告が廃止されるなど、災害時の避難行動に直結する大変重要なものであるため、県のたよりなど様々な媒体を使い、しっかりと周知しました。また、県民の方々に分かりやすく災害発生情報を伝えるため、気象や避難情報などをリアルタイムで伝える災害情報ポータルサイトの運用やSNS（Twitter）を使って、きめ細かな情報発信に努めてまいります。

3 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の検証と記録について

(要望)

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」については、コロナ感染拡大による緊急事態宣言下での実施という前例のない開催となった。本県は開催県の一つとして、また県民の命を預かる行政機関として、安全・安心な実施を確保する重大な責務を、事前キャンプを開催する市町とともに担うべき立場であった。しかしながら、開催の可否や運営を巡り、国または組織委員会との間で、権限のあり方など多くの課題が残された。また、オリンピック会場では開会式において大量の食品廃棄が行われるなど、SDGs 未来都市である本県としては看過できない事態も明らかになっている。

こうしたことを踏まえ、本県として前例のない感染症の急拡大の中での大規模スポーツイベントとなった「東京 2020 大会」に関し、その開催を巡る経緯や本県における様々な課題をしっかりと検証し、記録・共有をしていくこと。

(回答)

令和3年に開催された東京 2020 大会に関する取組や課題、対応について、庁内で共有してまいります。また、作成した資料や記録については、公文書として公文書館等に引き継ぎ、県民共有の貴重な財産として大切に保管してまいります。

さらに、こうした資料に加えて、東京 2020 大会開催までの神奈川県歩みをまとめたものとして、記録誌や記録映像を作成し、県民の皆様と共有してまいります。

4 地球温暖化対策の取組の強化について

(要望)

今年4月、国は、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すと発表した。一方、令和3年度に改定を予定している「神奈川県地球温暖化対策計画」では、国の動きに合わせ、県の温室効果ガス削減目標を見直すとし、当面、暫定的に国の目標を県の目標として設定するとしている。

今後、この目標を実現するために思い切った政策の転換や新たな施策の実施が求められているが、本県において普及が伸び悩む太陽光発電、水素エネルギーにおいては効果的な支援・補助を行い、更なる普及拡大に取り組むこと。

さらに、廃棄物の焼却削減や都市緑化の推進など、吸収源の拡大による削減効果を盛り込んだ対策にも積極的に取り組むこと。

(回答)

県は、令和3年度に神奈川県地球温暖化対策計画を改定し、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減するという新たな中期目標を設定することとしました。

太陽光発電の普及拡大については、全国初の取組として初期費用の負担を軽減させる「共同購入事業」や、初期費用ゼロで設置できる「0円ソーラー」などに取り組んでおります。また、水素エネルギーの普及拡大については、燃料電池自動車等の導入支援や水素ステーションの整備補助に取り組んでおり、令和4年度も引き続き、こうした支援に取り組んでまいります。

廃棄物の削減対策については、気候変動対策の観点から、近年、社会的に大きな課題となっている「プラごみ削減」や「食品ロス削減」について、現状を十分把握しながら、「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」や今後、策定予定の「神奈川県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村、企業、団体等とも連携し、取組を進めてまいります。

都市における緑地の保全については、二酸化炭素の吸収源として一定の効果を有することが期待されますが、本県は住宅に隣接した急傾斜の緑地が多く、倒木等の災害の防止も課題となっています。また、剪定枝等の処理方法によっても吸収源としての効果が変わることが考えられますので、総合的に勘案しながら保全策を検討してまいります。なお、1ha以上の土地の区画形質の変更等においては、県と開発業者が「みどりの協定」を締結して、一定の緑地を確保していただくように、引き続き指導してまいります。

5 ヘイトスピーチの解消について

(要望)

知事は我が会派の代表質問において今任期中のヘイトスピーチ解消のために条例制定は難しいと言う答弁を行った。その理由として、「先行自治体の条例研究など様々な検討を進めてきたが、どのような条例であれば実効性が担保できるのか、現時点では確証が持てないためである」と述べた。しかしながら、罰則規定がなくても条例制定はヘイトスピーチ解消

に有効であり、また多くの先行自治体では条例制定の意義はあったと考えている。

そこで条例制定した先行自治体の成果を検証し、改めて条例制定を検討すること。

(回答)

条例制定も含めた実効性のある取組については、先行自治体の条例を研究するほか、「かながわ人権政策推進懇話会」からの意見聴取や、有識者等へのヒアリングを実施してきました。

有識者からは、どのような行為が規制や罰則の対象となるのか、慎重な検討を重ねる必要があるなどの意見や、規制がない現行法制度の下で、条例でどのように実効性を担保していくのか、といった課題について御指摘をいただきました。

そこで、県では、「かながわ人権施策推進指針」を令和3年度中に改定し、その中で、ヘイトスピーチについても施策の方向性を、しっかりと位置付け、新たな指針に基づき、その対策を着実に進めてまいります。

6 ポストコロナ社会を見据えた経営支援・経済戦略の策定

(要望)

国は、ポストコロナ社会を見据えて、経済の立て直しを図るために、成長市場と目される分野に予算を重点配分することが今後予測される。

本県として、ポストコロナ社会を見据えた新たなビジネスモデルの構築を目指す試みに対し一層の支援とその効果の検証を進めるほか、こうした取組の一環として、新たなビジネスモデルへの一部転換を含む事業承継の推進などにも取り組むこと。

また、本県の経済戦略の新たな柱として、ポストコロナ社会を見据えた中・長期的成長のためのビジョンを打ち立てていくこと。

(回答)

県はこれまで、中小企業によるビジネスモデルの転換を後押しするための補助制度を実施してきました。

令和4年度は、引き続き、この補助制度を実施するとともに、補助金の交付を受けた事業者に対して、経営や技術の専門家を派遣し、販路開拓や技術上のアドバイスを行うなど、ビジネスモデル転換を継続的にフォローアップしてまいります。

また、事業承継の取組については、「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」を通じて、ビジネスモデルの転換も含めた、事業承継計画の策定支援等を行ってまいります。

さらに、令和4年度に見直しを行う予定の「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」において、ポストコロナ社会を見据えた中小企業支援の位置付けを検討するほか、次期「かながわグランドデザイン実施計画」においても、ポストコロナ社会を見据えた産業振興の位置付けを検討してまいります。

7 想定を上回る台風や豪雨災害対策の推進について

(要望)

河川に堆積した土砂の撤去に関し緊急性の高いところから取り組むとともに、県内市町村の要望に応じ柔軟に取り組み、国の「緊急浚渫推進事業」を更に活用し早急に取組を進めること。また、市町村に対して当該制度について計画をつくるための支援や勉強会などを開催することにより市町村の取組を引き続き支援すること。

(回答)

河川に堆積した土砂撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、重点的に取り組んでいます。

こうした堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に基づき、地元や市町村からの要望を踏まえ、重点的に実施していくこととしています。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

また、今後も「緊急浚渫推進事業債」の活用を進めるとともに、県内市町村への情報提供や計画作成の支援を引続き実施してまいります。

8 教職員の労働環境改善と人材確保について

(要望)

全国的に教職員不足が叫ばれ、本県も例外ではない。「一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保」「教育現場の労働環境改善」など、子ども、教職員がともに安心して学校生活を送ることができる環境構築が必要である。

一方、人材確保については、大学の教員養成の縮小や教員志望学生の減少など、構造的な要因もあり、教職員の病気休職や産体育休代替の臨時的任用職員の不足は深刻なものとなっている。

教職員の在校時間等の現状の客観的把握を行い、教育施策の見直しや業務改善を図るとともに、人材確保の具体的施策を図ること。

(回答)

県教育委員会は、教員の働き方改革を推進するために、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。その中で、時間外在校等時間の縮減、年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定、部活動の休養日の日数を定めた「神奈川県部活動の在り方に関する方針」の遵守の3つを目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化や、年次休暇の取得促進などに取り組んでおります。

教職員の在校時間等については、令和2年11月に県立学校において導入した勤務時間管理システムにより客観的に把握しております。

今後も引き続き、本指針に基づき、教員の働き方改革を着実に推進してまいります。

また、人材確保については、参加対象を1・2年生にも拡大し、大学等説明会を実施し、神奈川県教員の魅力を周知するとともに、大学推薦を設けることで、教員を志している学生への窓口を広げております。

さらに、臨時的任用職員及び非常勤講師の登録について、県のたよりにお知らせ記事を掲載することや、教員採用試験の際にお知らせの文書を配付するなど、制度周知に取り組んでおります。また、更なる人材の確保を図るため、令和3年度から「ペーパーティーチャー研修」を実施し、この研修の中で臨時的任用職員等の登録受付を行うなど、必要な人材を確保できるよう努めております。

常任委員会別要望

総務政策

1 「中期財政見直し」の見直しについて

(要望)

「中期財政見直し」における今後の財源不足額を見ても、本県の財政状況はより一層厳しくなっていく見直しである。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、「中期財政見直し」の見直しは必須であり速やかに見直しのスケジュールを明らかにし、財政健全化に向けた各種取組を推進すること。

(回答)

予算編成方針を発出した時点における令和4年度の財源不足額850億円は、中期財政見直しで推計した約800億円とほぼ同じとなりましたが、新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の登場や更に感染力の強い可能性があると言われる同株の亜種が確認されるなど先行きが不透明な状況にあり今後の財政状況を見通すことは困難であります。

中期財政見直しの見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響が収まり、今後の財政状況を見極められるようになった適切な時期に、税収や投資的経費の動向をしっかりと把握しながら検討してまいります。

2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画と森林環境税について

(要望)

個人県民税の超過課税（水源環境保全税）は、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業の財源を確保するために、令和4年度以降も継続するとされている。

令和6年度からは森林環境税の課税も始まることから、超過課税は特別な負担を県民に求めるものであるとの認識の下、水源環境保全税について県民の理解を得られる取組を行うこと。

(回答)

本県で導入している個人県民税の超過課税（水源環境保全税）は、良質な水の安定的確保を目的としており、国が創設した森林環境税・森林環境譲与税の目的とは異なっております。

しかしながら、両税の用途には、それぞれ森林整備が含まれているため、本県では、市町村の意見を伺いながら、2つの税を活用して推進する施策が重複しないように対象地域や、事業の内容を整理したところです。

令和4年度に開始する「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」は、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込める事業を実施していくこととしております。

今後も、毎年度行っている水源環境保全税を活用して実施した事業を検証する中で、森林環境譲与税を活用して実施した事業と重複する部分がないか点検してまいります。

3 行政改革について

（要望）

県は「行政改革大綱」を策定し、これまでの「量的削減」中心の考え方ではなく、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を進めるとしている。そして、令和元年7月には「第2期行政改革大綱」を策定し、令和3年7月に県民に向けて点検報告書を公開した。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標が達成されていない施策が多数あるため、来年度に向けて着実に取組を進め目標を達成すること。

（回答）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外勤務時間数が増大するなど、目標の達成が一部にとどまった取組があります。

一方で、全庁コロナ・シフトにより、数百人規模の応援職員をコロナ対策に従事させるため、業務そのものの必要性を検証し、抜本的な見直しを行うとともに、デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しを行ったほか、テレワークやリモート会議を積極的に推進するなど、コロナ禍においても様々な取組を進めました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、質の高い県民サービスを提供できるよう、県庁組織の総合力を高めてまいります。

4 日米地位協定の改定について

（要望）

日米地位協定は締結から60年超もの歳月が経過したが、この間、我が国に置かれている米軍基地に起因する様々な問題が発生してきたものの、一度も改定がなされていない。相次ぐ航空機事故や航空機等の騒音による被害の発生、環境汚染、さらには、米軍人等による事故や犯罪の発生など、基地に起因する問題は広範多岐に渡り、こうした問題の背景には、日米地位協定の課題があると指摘されている。

以上のことから日米地位協定の改定が必要であるため、引き続き国に働きかけること。

(回答)

県は、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)」を通じて、日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しています。引き続き、国等に対し、粘り強く働きかけてまいります。

5 県行政における I C T ・データの利活用の推進について

(要望)

県では、「かながわ I C T ・データ利活用推進計画」を策定し行政の情報化を推進してきた。この計画により、行政手続のオンライン化・内部事務のデジタル化・オープンデータの推進・ S N S 等を利活用した情報発信等の推進などに取り組んでいる。

これらの施策を実現するために高度 I C T 人材を育成するためのキャリアプランを策定すること。

(回答)

県としても、デジタル技術を活用し、県業務の効率化や課題解決、また、多様化する県民のニーズに柔軟に対応していくため、その担い手となる人材を育成していく必要があり、国や他自治体の先行事例も参考にしながら、職員のキャリアプランの支援を含む本県のデジタル人材育成方針を令和 3 年度中に作成していく予定です。

6 持続可能な開発目標 S D G s の推進について

(要望)

本県は取組当初の平成 30 年度より「自治体 S D G s モデル事業」選定自治体となっている。提案した社会的投資を推進していくことは大きな意義がある一方で、コロナ禍の中で、新しい試みを進めるためには関係者の理解や協力がより一層重要である。

今後は、 S D G s に資する事業に取り組む事業者と多様な資金提供者を結び付け、地域での資金の自律的好循環形成を目指す枠組みである「かながわ版金融フレームワーク」により、 S D G s 金融を推進すること。

(回答)

本県では、 S D G s 社会的インパクト評価や中小企業の伴走型支援などの事例共有を通じて、資金提供者による取引先企業への S D G s 経営支援などを図る「かながわ版 S D G s 金融フレームワーク」の枠組みを構築しています。

引き続き、こうした枠組みを活用しながら、事業者と資金提供者を結び付け、社会的投資を促進することで、 S D G s 金融の拡大に取り組んでまいります。

7 公契約条例の制定について

(要望)

公契約条例の制定については「公契約に関する協議会」において、入札・契約制度の見直しや一般業務委託の積算等のルール化、公契約条例制定自治体の運用状況調査や賃金実態調査の継続が指摘された。

公契約条例を施行している他自治体の条例への評価の調査結果を踏まえ、条例制定の効果を取りまとめるともに、公契約条例の制定をはじめとする労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上に向けた取組を徹底すること。

(回答)

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、公契約条例の制定も視野に、この 4 つの課題に取り組んできました。

その中で、平成 25 年度から実施している「賃金実態調査」では、最低賃金未満の例はなく、さらにデータを蓄積すべく、今後も継続して調査していきます。

併せて、既に公契約条例を施行している他県のうち、一定期間経過している県に対し、条例への評価についての調査もしています。

このように、これまで県として様々な取組や調査を積み重ねてきましたが、今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、県として公契約に関してどのように進めていくのがよいのか、検討してまいります。

また、県では、委託業務従事者の適正な労働条件を確保するために、県が締結する業務委託契約書に「労働関係法規の遵守」条項を盛り込んでおります。

8 県・市町村における手話通訳者の雇用や待遇改善について

(要望)

昨今、手話通訳者の需要が高まっている。自治体においては次世代の手話通訳者を育成するためにも、手話通訳者を正規職員として雇用するなど、県登録の手話通訳者の待遇改善を行うこと。

(回答)

神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理業務として実施している県登録の手話通訳者の報酬については、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会が法人事業として実施している手話通訳派遣事業の報酬と同程度となるよう、令和 3 年度に増額改定を行いました。

なお、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業である手話通訳者派遣事業については、法令において市町村と都道府県の役割が明記されており、市町村の手話通訳者については、設置や派遣登録の制度を市町村が定めて実施することとされています。県では、今後、

各市町村ごとに異なる手話通訳者の制度等について、情報共有や意見交換の機会を設けてまいります。

防災警察

1 災害激甚化時代における機関連携した広域避難の取組について

(要望)

一級河川氾濫や大地震発生などの大規模災害発災時においては、他都道府県の自治体への避難が適切な場合も考えられる。

そこで、県があらかじめ県内市町村と「避難所の相互利用」に関する協定を県と33市町村とで包括的に協定を結ぶことや、他都道府県の自治体とも「避難所の相互利用」に関する協定を県が指導力を発揮して結ぶことにより、より県民が避難しやすくなる調整をあらかじめ行うなど自治体間での協議を促進すること。

(回答)

県は、市町村と相互応援協定を締結しています。災害対策基本法の改正により、災害発生前後における広域避難に係る協議の手續が制度化されました。県は法に基づく広域避難が円滑に進むよう、広域避難計画の策定の検討など、市町村の支援に努めてまいります。

2 帰宅困難者対策について

(要望)

多くの県民が都内に通勤していることに鑑み、帰宅困難者対策について東京都と本県などの都道府県の関係機関相互の連携のあり方について更に進めるため、具体的な議論を始めること。

(回答)

帰宅困難者対策について、国では、横浜市や東京都、交通関係者、有識者などを構成員とする「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」の第1回検討会を令和3年11月に開催し、具体的な帰宅方法について検討を始めました。

県では、この検討委員会の議論を注視していくとともに、検討結果については首都圏で連携しながら、対策を進めてまいります。

3 大規模災害時の官官、官民、民民連携の更なる促進について

(要望)

本県が災害時に協力協定を結んでいる団体と、あらかじめ官官、官民、民民での通信連絡、対応行動に即した災害訓練を行うことにより、実際の災害時に効果的な対応が可能になると考える。

災害協定を結んでいる団体と通信連絡、対応行動に即した災害訓練はビックレスキューかながわにおいてそれらの団体が参加していることは承知しているが、より多くの団体が

参加するよう積極的に働きかけること。

(回答)

県では、大規模な災害に備えて、ビッグレスキューかながわ等の訓練を実施しており、例年、県と災害協定を締結している多くの団体や民間事業者にも参加をいただいています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ビッグレスキューかながわ等の訓練が中止となっている状況においても、連携体制の維持強化と、事業者相互の顔の見える関係の構築のため、県が実施する図上訓練を見学いただくなど、効果的な災害時連携に向けた取組を行っております。

4 ペットの避難所対策について

(要望)

ペットの避難所については健康医療局と市町村が取り組んでいることは承知しているが、地域防災計画を所管しているくらし安全防災局として、ペットの避難所について「避難所運営マニュアル」に位置づける市町村が増えるような次の一手、例えば「市町村地域防災力強化事業費補助」の補助額や補助率を上げるなど何らかのインセンティブを与えることによりペットの避難所対策を促進すること。

(回答)

県では、飼い主向けに「ペットの災害対策セミナー」を開催し、ペットの防災に関する知識向上や避難所運営についての普及啓発を実施しています。また、動物関連のイベント等において、防災グッズの展示や、啓発リーフレットの配布等を行っております。

さらに、「県・市町村地震対策検討会議」において、市町村の災害対策部局に対し、ペットとの同行避難やそれを受け入れる避難所運営の重要性について説明しています。

補助については、風水害対策事業として、避難所の生活環境改善等の取組について、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、通常よりも高い補助率2分の1で支援することとしており、ペット用ケージの整備等も補助対象としておりますので、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

5 消防団員の確保の支援策について

(要望)

県内各地の消防団員の担い手が減少していることから、各種メディア・SNS等を活用したPRで消防団への入団並びに活動への参加を促す取組を行っていることは評価する。

一方で、静岡県や岐阜県で取り組んでいる、消防団員の確保と活動の充実を図るため、一定の要件を満たした消防団員を雇用する事業所の事業税を軽減する制度や過疎地域の消防団員の確保に貢献した事業者に対し報奨金を交付する岐阜県の「消防団員雇用貢献企業報奨金制度」などを調査・検討することに加え、県制度融資信用保証料割引、入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点など、企業のインセンティブが働くような具体的施策の実現

に向けて取り組むこと。

(回答)

県内全市町村との共催による消防団啓発イベント「かながわ消防フェア」の開催、消防団員を地域で応援する「かながわ消防団応援の店」の登録推進、若者・女性向けの消防団員募集リーフレットの作成などの従来からの広報に加え、テレビ番組やラジオ放送といった各種メディアをはじめ、県公式 YouTube や Twitter アカウント、Facebook ページといった SNS 等を通じ、引き続き消防団への入団、活動への参加を促していきます。

また、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度について、市町村に制度の活用を働きかけるとともに、県としてもどのような施策がより有効なのか、企業への直接的なインセンティブも含めて、引き続き検討を進めてまいります。

6 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の水平展開

(要望)

高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方々の消費者被害を防ぐため、市町村や地域の関係者が連携して見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)は現在、鎌倉市のみで協議会を設置し消費者保護に取り組んでいるが、この取組を県内に水平展開をすること。

(回答)

鎌倉市における取組について、機会をとらえて他市町村に共有し、地域協議会設置にかかる課題解決に向けた個別の助言や働きかけを行ってまいります。

7 高齢ドライバー事故防止の促進について

(要望)

高齢ドライバーが運転する車の逆走や、アクセルとブレーキの踏み間違い等による重大事故が多発しており、社会問題となっている。

本県は身体機能の低下が露見する高齢者が自ら進んで運転免許を返納し、地域の交通安全が図れるよう、市町村とともに行う高齢者への相談支援体制や、神奈川県高齢運転者免許自主返納サポート協議会の拡充に取り組んでいるが、より促進するために、高齢ドライバーによるアクセル・ブレーキペダルの踏み間違い事故などの対策として、高齢ドライバーの安全運転を支援するための装置設置を促進するための補助事業を創設すること。

(回答)

国は、車に踏み間違い防止装置を後づけする場合などに、その費用を補助する取組を始めるとともに、社会問題となった踏み間違い事故の防止に向け、いわゆる自動ブレーキの新車への義務づけや、安全運転サポート車のみ運転できる限定免許の導入について検討を進めております。

こうした状況を踏まえ、県が後づけの踏み間違い防止装置の設置を補助して現在の車に

乗り続けることを奨励するよりも、高齢運転者やその家族に踏み間違い事故を起こさないための選択肢を提供していくことが大切と考えております。

そのため、県は県警察と連携して、安全運転相談ダイヤルや免許の自主返納を始め、自動ブレーキを備えた車への乗換えやその特徴を理解した上での後づけ装置の設置などについて啓発を強化し、高齢運転者の交通事故の防止に取り組んでまいります。

8 特殊詐欺犯罪抑止対策の更なる強化について

(要望)

県内の特殊詐欺発生件数は1,773件(令和2年)、被害額は33億9,200万円であり、被害金額、認知件数とも減少しているが、依然として高齢者の被害が続いている。

金融機関、宅配事業者、コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止、押収名簿を活用した注意喚起などより踏み込んだ被害防止対策に積極的に取り組むこと。

(回答)

県は、令和2年度から市町村が行う迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業に対して補助事業を行っております。同機器は、特殊詐欺の入口となる、犯人からの電話を物理的に遮断することにより被害を未然防止するというものです。今後も市町村と連携し、事業を推進するとともに、県民に対して同機器の有効性を発信し、普及に努めてまいります。

また、引き続き金融機関等と連携し、注意喚起チラシ等を活用した防止対策も実施してまいります。

県警察としては、引き続き、だましの電話に出ないための対策として留守番電話の常時設定や、犯行グループに「録音・警告」を告げる迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進について、自治体を始めとした関係機関、団体と連携し、取り組んでまいります。

また、関係機関と連携しつつ、特殊詐欺を敢行する実行犯の検挙を徹底するほか、犯行グループの中核に迫る捜査を展開させるとともに、その背後にいる暴力団等の犯罪者グループをあらゆる法令を駆使して取り締まり、特殊詐欺撲滅に向けた取組を推進してまいります。

9 インフラ整備におけるバリアフリー化の促進

(要望)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)により、日常生活で利用する施設を広く対象に生活空間全体におけるバリアフリー化が求められている。また、急速な高齢化社会への進展とノーマライゼーションの思想から、高齢者や身体障がい者等の自立した生活が保障されるインフラ整備が重要である。

そのため、高齢者や視覚障がい者の方々に配慮した信号の補助装置であるLED付音響装置や横断歩道を利用する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるための横断歩道であるエスコートゾーンの増設に取り組むこと。

(回答)

県警察としては関係機関と調整を図り、交通環境及び要望を勘案した上で増設に取り組んでいます。

国際文化観光・スポーツ

1 ポストコロナを見据えた観光事業の抜本的見直しについて

(要望)

長期化するコロナ禍において、ポストコロナを見据えた観光事業の抜本的見直しが求められている。インバウンド需要はもとより、県内外を問わず極小化した観光需要を原点から立て直すために、「本県が持つ独自の魅力」の更なる深掘りと、その上での「そこにしかない発見」をもたらす「体験型の県内観光」の推進を丹念にしていくべきと考える。

県内の地域ならではの特徴を堪能できる観光施策の推進を、各自治体や関係団体とも連携し、取組を強化するほか、そのための財政支援について国へ働きかけること。

それを通じて、ポストコロナを見据えた「県民が安心して楽しむことができる県内観光」を着実に進め、その先に新たな県外・インバウンド需要も見越した選ばれる観光を目指すこと。

(回答)

令和4年度は、富裕層向け体験型コンテンツをはじめとする「観光資源の発掘・磨き上げ」を推進するとともに、マイクロツーリズムなどの新たな観光需要への対応に向けた観光客の受入環境整備に取り組み、魅力ある神奈川づくりを推進してまいります。

財源については、国際観光旅客税の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金として地方に配分することについて、全国知事会等の機会をとらえて国に提言を行ってまいります。

そして、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」を契機として、県内にあるドラマゆかりの地をはじめとする観光コンテンツの魅力をしっかりとPRし、周遊観光につなげてまいります。

また、将来的なインバウンド需要も見越し、県内各地域の伝統や文化などに高い専門性を有するガイド人材の育成に取り組んでまいります。

なお、観光施策の実施にあたっては、県独自で作成した「旅行者のための感染防止サポートブック」の周知等により、基本的な感染防止対策を徹底することで、安全・安心な旅行の実現に努めてまいります。

2 文化振興の充実と推進について

(要望)

本県の実施したアンケート調査にも明らかなように、コロナ禍の下で、文化芸術活動を継続していくに当たり、団体等の維持に必要な「財政的な支援」と「活動の場」の確保は、強

く求められる重要な支援である。

補助金による財政的な支援の対象・規模の拡充を目指すとともに、「バーチャル開放区」といった、発表や鑑賞の場の提供を更に多角的に進め、ニーズの高い青少年センター「スタジオHIKARI」の無償提供も継続していくこと。

また、一度その芸が担い手とともに失われてしまえば、それをよみがえらすことが大変難しい伝統芸能に関しては、担い手の「芸の維持のためにかかる費用」に関する支援が必要と考える。県内で活動する伝統芸能に関わる団体などを通じ、担い手に対する「芸の維持のための支援」制度を検討するとともに、コロナ禍の影響を受ける地域の伝統芸能の担い手への更なる支援拡充を図るよう、国に強く要望すること。

(回答)

県では、既存の補助制度を見直し、新たに、演劇、ミュージカル、伝統芸能等の文化芸術に係る新たな事業を補助する「マグカル展開促進補助金」を創設し、予算規模も拡充することといたしました。

また、音楽、ダンス等を自由に発表できる開放的な空間である「マグカル開放区」や、オンライン上で開催する「バーチャル開放区」のほか、「スタジオHIKARI」及びかながわアートホールの会場・設備・備品を無償で提供する「マグカルシアター」を実施するなど、引き続き、文化芸術活動の場の確保に努めてまいります。

伝統芸能等の担い手に対する支援については、県のポータルサイトである「マグカル・ドット・ネット」において、コロナ禍における支援策を掲載するページを作成し、周知を図っております。

県教育委員会では、民俗芸能をはじめとする国や県の文化財に指定されている無形民俗文化財については、保存修理にかかる費用、公開にかかる費用、伝承活動にかかる費用の補助事業を実施しており、これらを通じて「芸の維持のための支援」の実施に努めてまいります。

また、国に対しては一層の補助の充実に努めるよう、引き続き要望してまいります。

3 国際交流・多文化共生について

(要望)

本県として多文化共生社会を実現するためには、コロナ禍であっても外国籍県民が孤独感に苛まれることがないように多様なニーズを捉え、オンラインでの国際交流の取組を更に広げていくことは重要である。

加えて、平成28年に開設した「多言語支援センターかながわ」では、これまでも周知・啓発を進め利用者のニーズに多く対応してきたと承知しているが、今後は、更に市町村や教育現場などにおいて、当事者・保護者と現場の教職員が、通訳ボランティア派遣等の支援をより受けやすくする取組を推進すること。

(回答)

国際交流については、コロナ禍においても、留学生等の不安や孤立を解消できるよう、ニーズをとらえ、オンラインを活用した交流の取組を進めてまいります。

また、通訳ボランティア派遣等の支援については、日本語を母語としない外国籍県民等が、日常生活に通訳を必要とする場合に、通訳ボランティアを紹介する「一般通訳支援事業」を実施しております。今後も、市町村や教育現場等からの通訳派遣のニーズに応じられるよう、通訳ボランティアの募集や研修を通じて人材確保・育成に取り組んでまいります。

県教育委員会では、政令市・中核市を除く市町村に対して、平成29年度から、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」に基づき、帰国・外国人児童生徒教育推進事業費補助を実施し、日本語指導協力者の確保を支援しております。また、県教育委員会が作成した「外国につながるの児童・生徒への指導・支援の手引き」を市町村教育委員会や学校に周知するなど、外国につながるの児童・生徒へのきめ細かな指導・支援の一層の充実に向けた取組を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。

また、県立高等学校において、「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業」により、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している高等学校22校に、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、多文化教育コーディネーターを配置し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートしております。令和2年度からは、横浜北東・川崎地域において、入学直前のプレスクールや、週末地域日本語・学習支援を行っております。さらに、保護者に対しては、通訳支援事業にて、保護者面談等必要に応じて通訳派遣に係る費用を措置しております。

4 ポストコロナを見据えたスポーツ振興の充実について

(要望)

コロナ禍での「東京2020大会」を終えて、スポーツとの関わり方や健康意識の高まりといった県民の意識変容についても、現時点で把握していく必要がある。今まさに、今後の生涯スポーツや多様なスポーツ振興に加え、未病改善・健康寿命の延伸に向き合うチャンスである。

今後実施される県民を対象としたスポーツに対する調査を十分活用し、県民のニーズや意見をしっかり取り入れた県民のスポーツの更なる活性化に向けた施策に取り組むこと。

(回答)

県では、これまで「県民の体力・スポーツに関する調査」をスポーツ推進計画の見直し等の機会に合わせ、概ね4年に1度実施しており、その中でスポーツに関する意識や運動・スポーツの実施状況等を把握してきました。

令和4年度に実施する調査により県民の意識やニーズ等を把握し、生涯スポーツ社会の実現を目指した様々な取組に生かしてまいります。

5 障がい者スポーツの普及について

(要望)

平成 27 年に発表した「かながわパラスポーツ推進宣言」にある、全ての人が、自分の運動機能や障がいの状況に応じて、どのようなライフステージにおいても、いつでも身近にスポーツに親しむことができるといった意識の共有、環境の整備に取り組むことは重要である。

新たな県民の総合的なスポーツ推進拠点としての「県立スポーツセンター」では、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策も含め利用者の安全・安心に配慮した運営に努め、障がい者スポーツの更なる普及と、競技レベルでの推進も図られるよう、障がい者スポーツを熟知する指導者やコーチ等の人材育成に取り組むこと。

(回答)

「かながわパラスポーツ」の推進に向け、一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会や市町村等と連携した普及啓発を引き続き実施してまいります。

また、県立スポーツセンターについては、引き続き密閉、密集、密接の 3 密を回避するための対策をはじめ、受付窓口への手指消毒剤や非接触体温計の設置、飛沫感染防止のためのアクリル板等の設置など新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めてまいります。

さらに、障がい者スポーツの競技力向上に向けた人材育成について、初級障がい者スポーツ指導者の養成などに引き続き取り組んでまいります。

6 シニアスポーツの推進について

(要望)

令和 4 年に本県で開催される予定の「第 34 回全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を契機に、若い世代をはじめ、幅広い世代の方にボランティアとして関わっていただくことは、ねんりんピックが終わった後のスポーツや文化振興につながると考えるが、多世代において、健康づくりや生きがいの大切さを考えるきっかけとしても重要である。

多くの県民が参加できるよう、シニアスポーツのすそ野を広げる取組を、共同主催者である政令市及び各競技団体等とも連携の上進め、新型コロナウイルス感染拡大防止策に万全を期した安全・安心なねんりんピックを実現すること。

(回答)

「ねんりんピックかながわ 2022」の開催にあたっては、幅広い世代の方にねんりんピックボランティアとして参加していただくことなどにより、あらゆる世代の方がスポーツや文化に親しみ、自らもやってみたくなるきっかけ作りとなるよう、共同主催者である政令市や交流大会開催市町等と連携し、取組を進めてまいります。

また、東京 2020 大会や、国体などの感染症対策を参考に、社会情勢の変化等を注視しつつ、県医療危機対策本部室と調整を図りながら、感染症対策に取り組み、大会関係者やご来場のすべての方の安全・安心を最優先に、しっかりと準備を進めてまいります。

環境農政

1 かながわプラごみゼロ宣言の実効性ある施策の推進について

(要望)

本年3月、国は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を閣議決定し、衆参両院で可決され、本年6月に公布された。これを踏まえ、環境科学センターによるマイクロプラスチックの調査研究を活かし、本県におけるプラごみゼロ社会の明確なビジョンとそこに至る政策の具体的ゴールを設定すること。

また、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」における「地域環境保全対策費補助金」については、令和4年度以降も継続し、補助金の補助率を10割に戻すよう国に働きかけること。

併せて、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講ずるよう、引き続き国に働きかけること。

(回答)

県は、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。また、この目的の達成に向け、「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、①ワンウェイプラの削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等のそれぞれについて推進方策を策定し取組を進めています。今後、令和4年度にアクションプログラムの見直しを予定しており、次期プログラムでは、推進方策ごとに進捗状況が確認できる目標値を設定します。

なお、環境科学センターの調査結果では、相模湾に漂着するマイクロプラスチックは、河川を通じて内陸から流れてきているものが多いと推測されています。

「海岸漂着物等地域対策推進事業」における「地域環境保全対策費補助金」については、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」等で、令和4年度以降も継続し、補助率を10割に復元することを要望しております。また、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講ずることを併せて要望しております。

2 水源環境保全・再生について

(要望)

平成17年に策定された「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、平成19年度以降の20年間（令和8年度まで）における、水源環境保全・再生施策の取組全体を示したもので、この施策大綱に基づき、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、特別の対策に取り組んでいる。そして、令和4年度から「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」が新たにスタートし、総仕上げの5年間となる。

目的である「将来に渡る良質な水の安定的確保」の達成に向け、この計画を着実に推進すること。また、県内の人工林では、水源かん養機能を損なわない一定面積の伐採を進め、そ

こに無花粉スギ・ヒノキを再造林するなど、花粉発生源対策も推進すること。

(回答)

県では、平成 19 年以降 20 年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、令和 4 年度からは、施策大綱に示した最後の計画となる「第 4 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」の取組を進めていくこととなりました。

この計画では、施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる、それぞれの特別対策事業を着実に推進してまいります。

また、花粉発生源対策について、「神奈川県花粉発生源対策 10 か年計画」に基づき、水源かん養機能を損なわない範囲で伐採を行い、無花粉や少花粉のスギやヒノキの苗木への植え替えを推進してまいります。

3 ナラ枯れ対策について

(要望)

本県は防除対策を行っているが、森林病虫害等防除事業費補助金について予算を今後も十分確保するとともに、地方自治体に対する財政支援をより一層充実、強化するよう国に働きかけること。

また、関係団体等と連携し、安全面や景観面、歴史的・文化的価値などを考慮したナラ枯れ対策を迅速に進めること。

(回答)

県では、ナラ枯れ被害が拡大しており、病虫害被害をこれ以上広げない対策が求められています。国の補助金である森林病虫害等防除事業費補助金は、県要望に対して十分な額が配分されておらず、必要な対策ができていない状況です。

そこで、国に対して「令和 4 年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「森林病虫害等防除事業費補助金などのナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること。」を、要望しました。

また、県は対策の指針となるナラ枯れ被害対策ガイドラインを策定し、危険性や景観面を考慮して対策の優先度を決めて対処するという考え方を示しました。このガイドラインに即し、地元自治体と地域で活動している団体等が連携してナラ枯れ対策を行っている事例もありますので、今後も、こうした取組を積極的に支援してまいります。

さらに、市町村へ譲与されている森林環境譲与税を活用して、緑地におけるナラ枯れ対策を行っている自治体もありますので、こうした取組を他の市町村に紹介してまいります。

4 環境保全型・有機農業の推進について

(要望)

本年 5 月、農林水産省は 2050 年に有機農業が農地に占める比率を現在の 0.5%から約

25%に増やす目標などを盛り込んだ「みどりの食料システム戦略」をまとめた。

本県でも、「神奈川県有機農業推進計画」を策定しているのは承知しているが、より他都道府県に先駆けて有機農業を推進する「有機農業推進先進県」となるべく、有機農業に関連する技術の普及、有機農業の就農相談、有機農業を行おうとする新規就農者などを対象とする研修、有機農業に利用可能な技術の研究などに関し具体的な数値目標を設定し、更なる有機農業の推進を図ること。

また、有機農業を希望する新規就農者や既存の生産者に対しての技術支援を行うよう、農業アカデミーでの講座の充実や、有機農業を学べる研修機関の拡充、多様な媒体を活用しての情報提供の充実を図ること。

(回答)

本県の有機農業をさらに活性化させるための推進方策や数値目標などを、有機農家や外部有識者の意見も聞きながら検討し、令和5年改定予定の「神奈川県有機農業推進計画」に新たに位置付けてまいります。

また、有機農業の技術支援について、新規就農希望者などの人材育成は、かながわ農業アカデミーにおける有機農業の講義や有機農家への派遣研修を充実するとともに、先進的な有機農家で研修を行っている研修生が国の支援が受けられるよう研修機関としての認定を進めてまいります。なお、既存の有機農家に対する技術支援については、農業技術センターの普及指導員が、引き続き指導や情報提供を行ってまいります。

5 農業の担い手確保・育成について

(要望)

本県農業の主な担い手である家族・小規模経営をはじめとした多様な経営体が長きに渡って営農を継続できるよう、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として創設された経営継続補助金を恒久措置とするよう国に求めること。

また、新規就農や農地活用の拡大に向けて農地の貸借を進めるに当たり、既存の国庫・県単独事業では面積要件と集積率を満たさず、整備ができない農地に対し、農地中間管理機構による10年程度以上の長期の貸借を条件として、伐根等を含む耕作放棄地の復旧、農地段差解消、進入路整備等の基盤整備が行えるよう、土地改良事業の仕組みを見直し、県単独事業の創設を行うこと。

さらに、本県で新規就農を希望する方が、国の「農業次世代人材投資事業」を活用するに当たり、選択肢が広がるよう、「県が認めた研修機関」の更なる育成を強化すること。

(回答)

経営継続補助金は令和2年度の補正予算により新型コロナウイルス対策として国が措置した事業であり、令和3年度は予算措置されておりません。事業の性質上、恒久的な事業化は難しいと考えられますが、県としましても、家族・小規模経営に対する国の支援策に注視し、必要に応じて提案してまいります。

また、基盤整備のうち、荒廃農地の解消を目的としたものについては、概ね既存の「農とみどりの整備事業」で対応可能と考えられますので、県では引き続き当該事業が活用されるよう、事業制度の周知を図ってまいります。

耕作放棄地や条件不利地は、地形的に制約のある小規模点在農地に多いと思われ、基盤整備を行っても借り手が確保できない恐れもあることから、市町村等と連携して具体的な希望貸借地の把握に努めてまいります。

さらに、農業次世代人材投資事業については、令和2年度から県が認定した先進農家等で研修を受ける者も支援対象となったところであり、令和3年度までに7件の認定を進めてきたところです。本事業における認定研修機関が増加することは、有機農業などの農法、地域や作物を選択して研修が可能となり、新規就農者の確保の拡大につながるものと考えていますので、引き続き、先進農家等への本制度の周知に努めることで、先進農家等の研修機関としての認定を進めてまいります。

6 食品ロスの削減について

(要望)

県の「食品ロス削減推進計画」をより進めるとともに、「食品ロス削減対策庁内会議」でのより率先的な取組を行うこと。

さらに、食品ロスを削減する見地から、企業・事業者の食品寄付を進めるために、各自治体に1箇所ずつ食支援の拠点づくりが進められるよう県が支援すること。

また、食品ロス削減と食支援の取組を進めるためにフードバンク活動への支援を強化すること。

(回答)

県は、令和3年度中に策定する予定の「食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロスの削減に対する取組を進めていくとともに、計画に基づく施策を着実に推進するために、庁内会議による検討や、毎年度の進行管理を行ってまいります。

食品ロスの削減の観点からのフードバンク活動への支援としては、フードバンク団体の存在や取組を様々な場面で周知するほか、未利用食品等の食料をフードバンク団体へ提供していただくよう事業者働きかけを行ってまいります。

また、生活困窮者を支援する団体と協働して、フードバンクなどの情報を生活困窮者に届ける取組を進めています。

7 水産業の持続可能な発展について

(要望)

水産資源の回復のためには、魚種ごとに資源状況の把握に努め、状況に即した効果的な対策を図るため、新たに策定した「資源管理方針」に基づき、更なる資源管理を効果的に進めること。

東京湾の貧酸素水塊については、シミュレーションモデルを駆使し、研究・調査を更に進め、対策を図ること。

海水温上昇、海流変動、磯焼け、水産資源の生息域の変遷等、環境変化に対し、水産業の持続可能な発展に向けての支援や、栽培漁業のほか将来の担い手育成、人材確保等、就業支援についても継続して取り組むこと。

(回答)

水産資源の回復については、令和2年12月に県が策定した資源管理方針に基づき、漁業者が取り組む資源管理が、より効果的になるよう努めてまいります。

貧酸素水塊については、シミュレーションモデルの結果を国等とも共有し、対応策の具体化を検討してまいります。

水産業の持続的な発展への支援については、温暖化に耐える養殖ワカメ等に関する試験や安定して生産できる二枚貝の養殖を推進するなど、天然資源が減少する中、安定的な生産量を確保できる養殖業の拡大を図ってまいります。

水産業への就業支援については、漁業就業セミナーや漁業体験研修の実施、国の漁業就業フェアへの参加等に加えて、令和2年度からかながわ漁業就業促進センターを開校しており、引き続き漁業への就業や定着化に向けて積極的に取り組んでまいります。

8 有害鳥獣被害対策の推進について

(要望)

イノシシやシカ、ニホンザルといった野生の有害鳥獣の問題は、全県に広がりつつあり、近年はツキノワグマ、ヤマビル、アライグマ、クリハラリス、スクミリンゴガイなど、様々な種類の鳥獣害が報告されている。

有害鳥獣の被害を減らし、住民の安全を確保するためにも、有害鳥獣の捕獲にかかる人的経済的負担に対し、実施主体や自治体に対する更なる財政的支援を行うこと。

また、ニホンザルに関しては今年度長年の懸案であった県西地域の個体群の1つH群の全頭捕獲が決定されたが、市町村と連携し、農業被害や生活被害の実態調査を行い、第5次管理計画に向け、必要な見直しを総合的かつ効果的に行うこと。

また、広域化複雑化する鳥獣被害に対し、県の鳥獣被害対策支援センターに専門性のある正規職員を配置し、専門性をいかした効果的な対策を行うこと。

(回答)

財政的支援については、市町村が計画的な取組を行えるよう予算の確保に努めてまいります。さらに、令和3年度からは、地域の実情に応じた対策を進めていくために県と市町村が一体となって課題解決を行う、新たな取組をスタートさせるとともに、喫緊の課題に対応するため捕獲奨励補助金や広域獣害防護柵補修費補助金を、時限を定めて実施していくこととしました。

ニホンザルについては、県民説明会でいただいた意見や農業被害、生活被害の状況等を総

合的に勘案し、年度ごとの実施計画においても、柔軟に対応していくとともに、第5次管理計画に向け、群れ管理の見直しについて検討を進めてまいります。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」については、平成30年度より、地域ぐるみの鳥獣被害対策の取組をさらに県内に広げていくため、常勤職員を1名増員し10名体制とし、また、令和3年度から非常勤の専門職員1名を常勤化したところです。今後も、業務の内容や活動の効果を検証した上で体制強化を検討いたします。

9 豚熱対策について

(要望)

現在、家畜伝染病予防法により、豚熱発生の際には農場にいる豚の全頭殺処分を行うこととなっている。その発生の実情に合わせて、殺処分の基準を緩和し、実情に合わせた柔軟な運用ができるよう、国に求めること。

また、野生イノシシの豚熱の感染拡大防止のため、野生イノシシの捕獲の更なる強化と現在捕獲者の大きな負担となっている捕獲時における消毒等の処理について、負担軽減となる支援を更に行うこと。

(回答)

生産者及び生産者団体から、豚熱ワクチン接種をしていること、野生いのししの撲滅が進まないことから殺処分の基準緩和を要望されているものと思われ、心情的にはその気持ちに賛同します。

しかしながら、豚熱は治療法がなく、発生した場合には、患畜及び疑似患畜を殺処分することによりその感染源を断ち、病原体の根絶を図ることがまん延防止の唯一の効果的措置とされており、家畜伝染病予防法第16条で、豚熱の患畜及び疑似患畜はと殺することが義務付けられています。

なお、本県の発生事例でも、殺処分に先立ち実施した全ての豚舎を対象とした抽出検査において、当初、異状があった豚舎以外でも、複数の豚舎で感染が確認されており、豚熱発生後にワクチンによる免疫が獲得できている豚と、すでに感染している豚とを区分することは現実には困難です。

野生イノシシを原因とした養豚場での豚熱発生を防止するため、ICT技術を使用したわなの貸出や、豚熱発生のリスクの高い農場周辺でのイノシシ捕獲に対する捕獲奨励金の上積み等を実施してまいります。

また、死亡個体埋設時の防疫措置に必要な物品の支給についても実施してまいります。

厚生

1 人権・男女共同参画の推進について

(要望)

多様性を認め合う、真の男女共同参画社会の実現は、我が会派でも取り組むべき重要な政

策であると認識している。かながわ男女共同参画センター職員による相談窓口や専門家による相談窓口を設置することで、県民の相談に応えることは重要なことである。

しかしながら、重要なことは相談の先であり、問題を具体的に解決しなければならない。そのためには、児童相談所、法テラス、NPOなど、相談内容に応じて連携する必要がある。かながわ男女共同参画センターが相談から問題解決までできるよう更なる機能強化を図ること。

(回答)

かながわ男女共同参画センターでは、配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫、経済的な暴力に悩む方のため、相談員による電話・面接相談と、法律相談や精神保健相談等の専門家が行う専門相談との連携による相談を総合的に実施しています。また、個別の相談対応に際し、必要に応じ児童相談所、県内の市町村の相談窓口、日本司法支援センター(法テラス)等関係機関と連絡・連携を図っております。

2 障がい者施策の推進について

(要望)

本県の障がい者施策は、いくつかの重要な視点があるが、津久井やまゆり園事件を通してこれまで以上に地域移行の促進が重要であることが確認された。

障がい者が地域で自立して生活していくためには、社会資源の整備・充実を進めることが重要である。また、地域移行を促進するためには、地域生活へ移行する本人及びその家族の不安を解消する必要がある。大切なことは、障がいの程度、障がいの内容によりきめ細かな対応である。

このような状況に行政が対応し、障がい者が地域で生活できる環境を整備すること。

(回答)

津久井やまゆり園の利用者について、相談支援専門員や施設の職員、県職員、市町村職員等で構成する支援チームを作り、本人やご家族、相談支援や権利擁護等に精通している意思決定支援専門アドバイザーを交えながら、丁寧に意思決定支援に取り組んできました。

この取組を広く普及するとともに、障がい者が地域で生活できる環境を整備するため、県では、訪問系サービスや日中活動系サービス、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実や、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等に対し支援するとともに、広域的・専門的な観点から人材の養成を行い、地域資源の充実を図ってまいります。

また、地域生活支援の機能を更に強化するため、地域生活支援拠点等の整備と必要な機能の充実を推進します。

3 がん対策について

(要望)

かながわグランドデザインでは、指標に75歳未満の10万人当たりのがんの死亡者数を

69.8人から63.1人に減らすことを指標にしている。この10万人当たりのがんの死亡者数は他の都道府県と比べると多く、がん対策は県として重大な課題である。

本県は「神奈川県がん対策推進計画」で令和5年度までの計画が策定されており、その中で、がんの未病改善、がん医療の提供、がんと共生という柱で施策を展開している。

すべて重要な施策であるが、がん検診の受診率の向上、緩和ケア人材の育成は喫緊の課題であるため、これらの施策を推進しグランドデザインの指標目標を達成すること。

(回答)

「かながわグランドデザイン」の指標目標(75歳未満の10万人当たりのがんの死亡者数を69.8人から63.1人に減らすこと)を達成するためには、1人でも多くのがん患者を早期発見、早期治療につなげられることが重要です。そのために県としては、がん検診の受診率の向上に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、検診の受診控えが懸念されていることから、広報の強化などに取り組んでいます。また、緩和ケア人材の育成につきましても、すべてのがん患者やその家族が緩和ケアを受けられるよう、まずは多くの医療従事者が緩和ケア研修会を受講できるように取り組んでいきます。

4 子ども・子育て支援について

(要望)

神奈川県の未来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、社会全体で子育てを支える仕組みの充実が求められるが、この分野の施策は多岐に渡る。

中でも重要なのは、待機児童の問題、子どもの貧困問題、青少年の社会的自立である。これらの問題は一つの施策で解決するものではないので、中長期的展望の下に施策展開を行うことが大切である。そのことにより、かながわグランドデザインの指標にも取り上げられている「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」に関する満足度を上げていかなければならない。

よって、県民が希望する子ども・子育ての環境を整備すること。

(回答)

保育園の待機児童について、県では、これまで市町村と連携した保育所等の整備により、待機児童数がピークを迎えた平成22年度以降、令和2年度までに80,030人の定員拡大を図ってまいりました。しかしながら、認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備や保育士の確保に向けた取組を進めています。

子どもの貧困問題については、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に位置付けた構成事業の実施状況等を毎年確認しながら計画を進めてまいります。

また、青少年の社会的自立を図るため、ひきこもりやニートなど困難を有する青少年の様々な悩みに対する総合的な相談や、NPOへの活動支援を行うほか、地域若者サポートステーションにおいて、職業的な自立を支援しています。

5 私学助成の充実について

(要望)

教育の機会を保障することは重要であり、言うまでもなく、私学に通う学生もそのことは当てはまる。県はこれまでに年収約 700 万円未満の世帯まで授業料を実質無料化してきたことはその意味で評価できる施策である。

しかしながら、本県に住んでいて県外の私学へ通う子どもに対する支援は十分とは言えない。また、専修学校・各種学校の私立学校経常費補助金についても更なる支援が必要である。

私学助成を充実させることにより、本県に住む学生が私学を選択することで不利益にならないような支援をすること。

(回答)

県財政は非常に厳しい状況にあります。私学助成の充実については、「私学助成制度運営協議会」で関係団体の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。

私立高等学校等生徒学費補助金を県外学校も対象にすることについては、県では、入学金や授業料への学費補助については、私立高等学校等に通う生徒を持つ保護者の経済的負担の軽減及び私立高等学校等の振興を目的として行っております。

現在、県外の私立高等学校等に通う生徒は、国の就学支援金制度の対象となっておりますが、本県独自の学費補助については、県内私立高等学校等の振興という観点から、県内私立高等学校等への通学者に限っています。

こうしたことから、まずは、神奈川の子どもたちが、神奈川で学べて良かったと思える環境づくりと、県内私立高等学校等の振興に努めることを基本としておりますが、県外私立高等学校等への通学者に対する支援については、国の就学支援金制度の充実や他自治体の動向を見ながら将来の研究課題としたいと考えております。

なお、学費補助については、年収約 700 万円未満の世帯まで授業料を実質無償化し、住民税非課税世帯まで入学金を実質無償化しておりますが、令和 4 年度予算において、新たに年収約 800 万円未満までの多子世帯の授業料を実質無償化するため、所要の措置を講ずることといたしました。

また、経常費補助金については、標準的運営方式を基に、特色ある教育に対する支援を充実するなど検討してまいります。

6 高齢者福祉の充実について

(要望)

高齢者が安心して元気に暮らせる神奈川県の実現には、地域包括ケアシステムの推進、認知症疾患医療センターの一層の活用、介護職員の確保など行うべき施策は多い。

また、人生 100 年時代の設計図を考えたときに、高齢者の健康・生きがいがいづくりも大切に

なる。そのためには、高齢者を単に支えられる側として捉えるのではなく、その経験、知識、意欲を生かして活躍していただくことも重要である。

そこで、これらの施策を人生 100 年時代の設計図の中に位置づけて、県としての高齢者福祉に対する全体像を提示して県民を巻き込んだ施策展開を行うこと。

(回答)

超高齢社会が到来し、人生 100 歳時代を迎える中、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現を基本目標として、令和 3 年 3 月に「かながわ高齢者保健福祉計画」を改定したところです。

計画では、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むとともに、認知症とともに生きる社会を目指し、認知症疾患医療センターの機能を強化していくことなどを位置付けました。

また、地域の高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブなどによる地域支え合いの取組を促進していくこととしています。

計画に位置付けた取組の評価結果などを見える化しながら、着実に施策を推進してまいります。

人生 100 歳時代の取組では、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、行政・大学・民間事業者・NPO 等との連携により「学びの場」や「活動の場」を創出し、県民一人ひとりがコミュニティに参加しやすい環境づくりを進めています。

今後も、高齢者の経験、知識、意欲を生かすという視点も踏まえ、取組を推進してまいります。

7 ひきこもり対策について

(要望)

40 歳以上のひきこもり相談窓口の明確化、周知広報、「コミュニケーション人間関係講座」等の青少年支援事業の年齢制限緩和、ひきこもる本人を支える家族支援、例えば社会参加に向けたアウトリーチや居場所活動といった他者との関係性の回復を促す支援など必要である。

これらの支援を通して年齢や状況に応じて、ひきこもり対策を行うこと。

(回答)

県では、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりに悩む方の年齢に関らず、当事者やその家族からの相談を受け付け、医療や福祉、就労等の関係機関と連携しながら、必要な支援を行っています。

また、ひきこもり地域支援センターのホームページにおいて、身近な地域で支援が受けられるよう、市町村におけるひきこもり担当窓口を紹介するとともに、年齢制限なく居場所支援等を行っている NPO の情報を提供するなど、より詳細な支援情報の周知に取り組んでいます。

今後は、ひきこもり地域支援センターに専門職チームを置いて、市町村等が対応に苦慮している事案を検討し、市町村等に対して助言等を行うほか、ノウハウの乏しい市町村等職員に同行し、当事者宅までアウトリーチを実施するなど、市町村等への支援を強化してまいります。

8 児童虐待の防止について

(要望)

児童虐待の防止を図るために、児童相談所、市町村、学校、警察など関係機関や地域と連携して、子どもや家族の支援に取り組むことは大切である。そのためには、関係機関の情報共有、専門人材の確保、児童養護施設の充実とその後のフォロー体制、更には里親制度の推進なども重要な施策となってくる。

様々な施策を推進するために必要な予算を確保し、特に自治体間の連携や相談体制の強化を行い児童虐待防止に対応すること。

(回答)

相談体制を強化し児童虐待防止を図るため、本県児童相談所では市町村担当児童福祉司を配置するとともに、各児童相談所に要保護児童対策地域協議会の支援等を担う支援担当児童福祉司を配置して、市町村をはじめとした各関係機関と情報共有を図り、連携を強化しています。

また、県警察との虐待情報の全件共有やSNSを活用した相談を実施し、市町村や学校など関係機関との連携のもとで、虐待の早期発見・早期対応、再発防止に努めています。

さらに、里親委託の推進、児童養護施設等で育った子どもたちの自立に向けた支援等については、令和元年度に策定した「社会的養育推進計画」に基づき取組を進めており、引き続き推進してまいります。

9 動物愛護について

(要望)

改正動物愛護法が6月1日、一部内容が施行された。この法改正の目的の一つに「動物取扱業の更なる適正化」があり、規定には動物取扱業の飼養施設への温度計等の備付けなど具体的な基準である「数値規制」が明記された。

この数値規制が遵守されない状態があれば、行政がいち早く対応するため、相談窓口の充実が必要である。

単に相談窓口を設置するだけでなく機能させるために、県民への相談窓口の周知、相談された際の機敏な対応を行い、動物取扱業の改善が必要な時は徹底した指導を行うこと。

(回答)

動物取扱業については、相談窓口は動物愛護センターであることを、既存の県のホームページの他、令和3年10月にアップした「かながわペット110番」のページにおいても掲載

しています。「ペット 110 番」のページの開設については、SNS等により周知を図りました。

県民等から相談があった際には、状況を確認の上、数値規制が遵守されていない等の場合には、動物取扱業者に改善を指導する等、しっかりと対応してまいります。

産業労働

1 デジタルトランスフォーメーション（DX）を見据えた新たなビジネス環境 への対応について

（要望）

近年、データやデジタル技術を基軸とした新たなテクノロジーを活用した新規参入企業の台頭が顕著となっており、国は「DX推進ガイドライン」を策定し、各企業の競争力の強化に向けた体制整備を進めているところである。

本県においては、これまでデータとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトに対し、支援を行ってきたところであるが、いまだDXの取組を進めていない中小企業も多いことから、県内の中小企業等に対しDXの導入促進を支援していくこと。

また、DX時代にふさわしいイノベーションと競争力の高い産業を創出・育成するため、AIやIoT、ロボットに加えて、データやデジタル技術に関しても高度化する知識や技術を習得した人材の育成に引き続き取り組むこと。

（回答）

県内の中小企業等に対して、DXの導入促進を支援していくことについては、令和4年度においても、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発、実証に必要な技術的助言や費用に対する支援など、引き続き県内産業におけるDXの促進に取り組むとともに、令和3年度の実績を踏まえ、今後の取組について検討してまいります。

また、産業技術短期大学校等において、AIに関する技術を身に付けるための在職者向けの講座や、IoTに関する技術を習得する求職者向けの職業訓練を実施しており、引き続き、産業界のニーズを踏まえた人材育成に取り組んでまいります。

なお、公益財団法人神奈川産業振興センターに設置している専用相談窓口（企業経営の未病相談ダイヤル）において、中小企業・小規模企業のIT・IoT等の導入・活用に関する相談に応ずるほか、専門家を派遣して、その企業に最適なIT・IoT等の導入・活用の助言を行っております。

2 再生可能エネルギー、省エネルギーの導入促進について

（要望）

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、本県でも「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策（グリーン成長戦略）を示していかなければならない。国の動向を見据えて、太陽光発電等の再生可能エネルギーや省エネルギーなどの導入促進に取り組むこと。

また、蓄電池や水素などの成長が期待される産業に向けて、積極的な支援に取り組むこと。
(回答)

再生可能エネルギーについては、本県で導入ポテンシャルが高い太陽光発電の導入促進のため、初期費用の負担を軽減させる「共同購入事業」や、初期費用ゼロで設置できる「0円ソーラー」などに取り組んでいます。令和4年度も引き続き、こうした取組を実施し、太陽光発電の導入を促進してまいります。

省エネの導入促進については、令和4年度当初予算において、中小規模事業者のサプライチェーンの脱炭素化への取組を支援するため、県又は県が指定した機関の省エネルギー診断で提案された設備導入に対する補助制度を新たに設ける措置を講ずることとしました。令和4年度は、同補助制度に基づき、中小規模事業者の省エネ設備の導入を資金面から支援してまいります。

また、省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入を促進するため、ZEB・ZEHの導入に対して補助を行うとともに、ZEH化が困難な既存住宅の省エネを促進するため、省エネ効果が見込まれる窓等の改修工事に対して補助を行っております。令和4年度も引き続き、こうした取組を実施してまいります。

さらに、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）では、例えば、蓄電池など成長が期待される産業分野における技術等の、研究開発や事業化支援を推進してまいります。

3 雇用の継続・就業支援の強化について

(要望)

コロナ禍の中、完全失業率は令和2年平均2.8%となり、令和3年5月には3.0%、6月末は2.9%となった。リーマンショックから回復の兆しがあった失業率が再び悪化している。今後、解雇や雇止めの更なる拡大を防ぐために、労働関係法規の周知徹底と労働相談や就業支援の拡充を図ること。

特にコロナ禍で雇用悪化の大きな影響を受けている女性の雇用に対して、一層の支援、拡充を図ること。

国の雇用調整助成金など制度の周知や活用への支援、説明会の継続、経済団体への働きかけ等を強化しつつ、県としても雇用の継続につながるための助成金等の拡充を図ること。

(回答)

県では、39歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、40歳以上の中高年齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や業種転換への対応のため、キャリアカウンセリングを強化した上で、就業支援を行っております。

また、女性の雇用への支援については、国の「マザーズハローワーク横浜」内に設置して

いる「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」や、「コロナ労働110番」・「女性のための労働相談」で、コロナ禍で影響を受けている女性の幅広い相談に、引き続き対応するとともに、令和4年度では、キャリアカウンセリングの強化や、女性向けミニ企業面接会を開催することにより、就業支援を強化してまいります。

さらに、令和3年6月23日には県内の経済5団体に雇用の維持並びに確保について協力を要請しております。

加えて、「非正規労働者解雇・雇止め等相談強化期間」を設定し、弁護士相談などの特別相談会や街頭労働相談会、セミナーを実施し、労働関係法規の周知や、個別の労働相談に対応するほか、労働相談窓口の一層の周知に努めてまいります。

国の雇用調整助成金の周知については、引き続き行ってまいります。

4 ハラスメント対策について

(要望)

今後も更なるハラスメント対策が求められるところであり、引き続き労働基準監督署と連携を図り、労働法規の遵守、賃金不払いなどの防止に努めること。

昨今は、新型コロナウイルス感染症による企業の収益力が低下したことにより、解雇や雇止めが起こっている現状がある。パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、性的マイノリティ（LGBT）に対するハラスメントなどによって、当事者が不利益を被ることがあつては絶対にならないため、引き続き防止と周知に取り組むこと。

(回答)

令和元年5月の労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となったこと等に伴い、県では、これらの普及啓発を行うため、令和2年度に中小企業のためのパワハラ対策マニュアルを作成し、配布しました。

また、令和3年度は、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しております。

令和4年度も、引き続き、神奈川労働局等と連携を図りながら、労働法規の遵守、賃金不払いなどの未然防止に努めるとともに、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて普及啓発に取り組んでまいります。

5 働き方改革について

(要望)

「働き方改革関連法」に基づく長時間労働に歯止めをかける「残業時間の上限規制」と非正規社員の待遇改善を図る「同一労働同一賃金」の遵守を進めること。

中でも、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業へ適用されたことを

受け、その周知・啓発を図ること。

(回答)

県では、「労働相談強化期間」を設定し、残業時間の上限規制や同一労働同一賃金の取組促進について、弁護士などの特別相談や街頭労働相談会、セミナーを実施し、個別の労働相談に対応しております。

また、労働相談において、使用者側（会社等）に法令違反が認められる場合は、労働者に労働基準監督署へ是正申告するように助言するとともに、違法な長時間労働等の法令違反が疑われる場合は、県が、企業名等を神奈川労働局に情報提供することとしております。

加えて、「パートタイム・有期雇用労働法」の中小企業への適用などを含む、労働関係法令の遵守に関し、引き続き県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

6 障がい者就労支援の推進について

(要望)

新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況では、障がい者の解雇が起こっている。コロナ禍にあっても、現状の法定雇用率に基づく障がい者雇用が確実に保持されるよう県内企業へのより一層の働きかけを行うこと。

また、障がい者のテレワークをはじめ、新たな就労のあり方の可能性を広げる取組に関しても、積極的に推進すること。

(回答)

県障害者雇用促進センターでは、障がい者雇用が進んでいない中小企業を対象とした個別訪問等を行っておりますが、令和2年度からは、コロナ禍においても障がい者の離職を防止し、雇用継続を図る観点から、すでに障がい者を雇用している企業を中心に訪問し、相談対応を実施しております。

また、障がい者をめぐる厳しい雇用情勢を踏まえ、令和3年度は、神奈川労働局と連名により、障がい者雇用に係る支援窓口（ハローワーク、県障害者雇用促進センター）などを周知する文書を、障がい者雇用率制度の対象となる全ての県内企業（約4,800社）に送付しました。

さらに、障がい者には、通勤や職場での勤務が難しい方もおり、テレワークによる在宅就労が有効な選択肢となる場合があることから、テレワークを活用した障がい者雇用をテーマとした企業向け研修を行っております。

こうした取組を通じ、コロナ禍においても引き続き、より一層の障がい者雇用の促進を図ってまいります。

7 コロナ禍における外国人労働者の支援について

(要望)

安定した就労をすることが困難になった外国人労働者に対して、引き続き働き続けることができるように専門職や支援団体との連携を更に進めつつ、相談や支援の拡充を行うこと。

(回答)

県では、かながわ労働センターにおける外国人労働相談や、事業所訪問により、職場環境の把握に努めるとともに、助言や情報提供等を行っております。

また、労働相談において使用者側（会社等）に法令違反が認められる場合は、労働者に労働基準監督署へ是正申告するように助言することとしており、さらに、違法な長時間労働等の法令違反が疑われる場合は、県が、企業名等を神奈川労働局に情報提供することとしております。

加えて、外国人労働者のための労働法規の概要等を県ホームページに掲載するほか、社会保険労務士や労働基準監督官等と連携して、主要駅頭等での街頭労働相談会を実施するなど、使用者や労働者に対する労働法規の普及啓発に努めてまいります。

8 テレワーク・サテライトオフィスの更なる普及、促進について

(要望)

本県では、テレワークの導入経費の補助を行っているが、いまだ十分に広がりを見せていない。

人流抑制の側面と働き方改革の側面から、テレワークという新しい働き方が持続するようアドバイザー派遣の制度などを周知させ、テレワークの導入促進に努めること。

また、サテライトオフィス設置促進に向けて、いまだ設置の少ない地域でも設置が進むように支援をすること。

さらに、コロナ感染症対策として、利用の少ない県有施設をサテライトオフィスとして活用するなど、県としても積極的にサテライトオフィスの有用性を示す提案を行っていくこと。

(回答)

県では、Withコロナ時代のワークスタイルとして、県内各地でサテライトオフィス勤務ができる環境整備を進めることを目的として、令和2年度、特にサテライトオフィスの設置数が少ない地域において、共用型のサテライトオフィスを設置する企業や県内市町村に対し、整備費用等の一部の補助を行いました。

今後は、引き続き、県ホームページで県内サテライトオフィスを紹介するとともに、セミナーやアドバイザー派遣を通じて、サテライトオフィスの活用や利用を促進することで、更なる設置を支援してまいります。

加えて、令和4年度も、引き続きテレワーク導入に係る経費の補助や、テレワークに関する専門家をアドバイザーとして企業に派遣する事業を実施し、テレワーク導入促進に努めてまいります。

9 ベンチャー企業の育成について

(要望)

現在 HATSU 鎌倉で担っている「チャレンジャー」制度をはじめとしたインキュベーション機能を今後もしっかりと維持した上で、HATSU 鎌倉で培った知見を基に、地域課題を多く抱える地域の自治体や地元企業とも連携し、そうした機能を横展開していくことで、県内各地でのベンチャー、とりわけ社会課題についてビジネスの枠組みをいかした解決を目指すソーシャルベンチャーの育成を進めていくこと。

また、県の進める起業家支援の取組として、クラウドファンディングによる資金調達を支援する「かなエール」の事業は重要である。今回、購入型に加え株式投資型が追加されたが、今後は更に様々な段階の起業家を広く支援していけるよう事業を展開していくこと。

(回答)

県では、令和4年度に、「HATSU 鎌倉」の運営で得たノウハウや知見をもとに、県内の複数地域において地元市町村や企業と連携し、地域密着型の起業支援拠点を新たに設置してまいります。こうした取組により、ビジネスを通じて社会課題を解決するベンチャー企業を県内全域で生み出してまいります。

また、クラウドファンディングによる資金調達支援についても、様々な起業家の資金需要に応えられるよう、県内各地の支援機関等と連携し、「かなエール」の利用を促進してまいります。

建設・企業

1 急傾斜地崩壊対策等の推進について

(要望)

県はこれまで、急傾斜地法によるハード対策に取り組んできたが、ハード対策には時間と費用がかかるため、土砂災害の被害を受けるおそれのある区域に着目し、警戒避難体制の整備や危険箇所の周知等の土砂災害防止法によるソフト対策にも併せて取り組んできた。

また、昨年2月策定の水防災戦略に基づき、対策が急がれる箇所から重点的に取組を進めてきている。近年、豪雨災害が頻発し激甚化する台風被害に鑑みると、更なる取組の強化が必要となる。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の財源を活用し、整備を加速化するとともに、緊急性の高い区域で土地所有者不明の箇所の対応について、国としっかり協議を図ること。また、県民に対し、いのちを守るための行動についてしっかりと周知すること。

(回答)

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和2年2月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に急傾斜地崩壊防止施設の整備を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加

速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでまいります。

令和4年度当初予算において、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、今後も、市町に地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

また、土地所有者が不明な場合は、土地使用についての意向が確認できないため、事業実施は困難ですが、不在者財産管理人制度の活用により実施できる場合があります。今後も、土地所有者等関連情報の収集なども併せて、市町と連携して対応してまいります。

また、土砂災害のおそれのある区域については、これまで区域図を各戸配布するとともに、個別相談会を開催する等周知に取り組んでまいりました。今後も、急傾斜地の土砂災害から県民の命を守るために、ハザードマップによる周知など、市町村と連携し、住民の方々への更なる周知に努めてまいります。

2 養浜対策の推進について

(要望)

平成23年に相模湾沿岸海岸侵食対策計画を策定した。その計画に基づき、養浜を主体とした侵食対策を進めた結果、養浜の効果が現れている海岸がある一方で、茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区など、予想外に波の影響を強く受け、侵食が進み、背後地や施設に被害が発生している海岸もあり、令和3年3月に効果的な侵食対策を進める必要があるため、計画を改定した。

将来に渡り「美しいなぎさの継承」を図るため、侵食対策の基本方針に基づき、効果的な海岸侵食対策を地元との調整と周辺環境への影響に留意しつつ、着実に実施すること。

(回答)

県は「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。

また、より地域の実情に合った計画にするため、有識者、漁業関係者や地元の皆様の意見を伺いながら、令和3年3月に計画を改定しています。

今後も引き続き、砂浜の調査等を行いながら、海岸特性に応じた養浜事業を実施し、砂浜の回復に取り組んでまいります。

3 海岸防護の推進について

(要望)

県は、大型台風の通過時などに想定し得る最大規模の高潮の対策について、平成31年4月に東京湾沿岸計68.6平方キロを「高潮浸水想定区域」に指定し、住民らの避難の目安となる「高潮特別警戒水位」を設定した。相模湾沿岸については、令和3年5月28日に公表したが、修正箇所が見つかり修正後8月31日に再公表された。

津波、高潮、高波浪等から沿岸を守り、防護水準を満たしたより安全性の高い海岸保全施設を整備すること。とりわけ、高さが不足している区間の海岸保全施設の整備に当たっては、

地元との調整とともに早期に実施すること。

(回答)

県は、海岸保全基本計画で定めた津波や高潮を対象に、後背地の人々の生命や財産を守るために護岸や堤防などの海岸保全施設の整備に取り組んでいます。

また、海岸保全施設の整備にあたっては、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や地元市町の御意見を伺いながら施設の整備計画を取りまとめてまいります。

今後も引き続き、地元との調整を図りながら、しっかりと海岸保全施設の整備を進めてまいります。

4 公共工事における中小企業・小規模企業参入の推進について

(要望)

公共工事の際には、予算の透明性、品質の確保などで優位性があるといわれている分離発注を、特別な場合を除き原則としているが、更に精査し拡大するとともに、PFIを導入する場合には、PFIによる公共工事がより地域に根差したものになるよう県内企業、中小企業・小規模企業が参画しやすくなるような仕組みづくりを行い、実施主体である部局に示し、推進を図ること。

(回答)

県土整備局が発注する公共工事においては、内容や特性、施工条件などを十分に勘案し、分離して発注することが適当である場合には、引続き分離発注に努めてまいります。

また、PFI事業の実施に際しては、地域経済の活性化を図るため、事業者募集の入札時に県内企業の参画促進に係る県の考え方を明記することを奨励しています。

5 建設業への働き方改革関連法の全面適用（令和6年）について

(要望)

平成31年4月1日に国が施行した改正労働基準法によって、建設業でも令和6年3月までの5年間の猶予を経て時間外労働の上限が罰則付きで規定される。

今後、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づいて本県にて策定される「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」により、公共工事においては、1日8時間・週40時間就労を基準として、週休2日工事の推進、適正な工期・積算数量等の設定を徹底すること。また、労務費その他諸経費の係数補正を更に拡大するとともに、県内の建設業者が行う民間工事についても、同様の措置が取られるよう周知指導を徹底すること。

(回答)

週休2日制の一層の普及促進を図るため、令和2年4月から、達成状況に応じて4週6休、7休も対象とする割増補正を導入したほか、大規模な工事について、発注者が週休2日制に

取り組むことを指定する「発注者指定型」を新たに導入しています。また、令和3年4月から、対象工事を原則、全ての工事に拡大するとともに、7月には、土木工事の市場単価にも経費補正を導入したところです。

引き続き、週休2日の事例を積み重ね、国や他自治体の取組を参考にしつつ、受注者や建設業団体の意見を良く聴きながら、取り組みやすい制度となるよう、努めてまいります。

工期については、基本的に作業に必要な日数、準備及び後片付けに要する日数に、雨天日や休祭日、夏季・年末年始休暇及び4週8休等の不稼働日を考慮した上で、設定しています。引き続き、工事内容や現場の実情等を踏まえながら、適切な工期の設定に努めてまいります。

明らかに年度を跨ぐ工事については当初契約時からあらかじめ年度を跨る工期設定ができるよう通常2月補正予算で設定している繰越明許費の一部を11月補正予算において前倒し設定することとしています。

労務費その他諸経費の係数補正については、国が、実態調査をもとに設定していますので、県が独自に補正係数を設定することは困難ですが、引き続き、国の動向を注視してまいります。

また、県内の建設業者が行う民間工事についても、適正な工期の確保など、働き方改革に資する取組について、様々な機会をとらえて周知に努めるとともに、建設業法違反等が確認された場合には、適切に対応してまいります。

6 県管理の国道及び県道整備の促進について

(要望)

県が管理する国道及び県道については、「かながわのみちづくり計画」に基づき着実に計画道路の整備が求められているが、とりわけ、県管理道路について地域が抱える課題を解決するため、当該自治体と連携して解決に取り組むこと。

(回答)

県が管理する国道及び県道について、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところであり、引き続き、整備を推進する箇所について、当該自治体と連携し、計画的かつ着実に推進してまいります。

7 無電柱化の取組の推進について

(要望)

国は、本年5月「脱・電柱社会」を目指すため、前計画での成果や課題を踏まえ、無電柱化を一層推進するべく、「無電柱化推進計画」を策定しているのので、国の計画に基づき速やかに県の計画を策定すること。

計画策定に当たっては、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、無電柱化の必要性が高まっていることを踏まえ、第1次緊急輸送道路かつ緊急交通路指定想定路を優先すること。

また、無電柱化の重要性に関する県民への理解と関心を深め、県民の協力が得られるよう、広報啓発活動を行うこと。

(回答)

「神奈川県無電柱化推進計画」については、国が令和3年5月に新たな計画を定めたことから、これを基本として、無電柱化を一層推進するため、令和3年度内に計画を改定します。

現計画では、防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成の3つの観点に基づき、無電柱化を推進することとしており、計画の改定にあたり、防災の観点から、第1次緊急輸送道路及び緊急交通路指定想定路においても無電柱化を推進していくことは重要であると考えます。

無電柱化を推進するうえで、国は、11月10日を「無電柱化の日」と定めており、県では、毎年、11月1日から15日までの間、ポスターの掲示や道路情報板等で広報啓発に努めているところです。今後も引き続き、県民の皆様の理解と関心を深められるよう、広報啓発活動に取り組んでまいります。

8 社会環境の変化を見据えた「神奈川県住生活基本計画」の策定について

(要望)

県は「神奈川県住生活基本計画」の5年ごとの見直し期に当たり、「神奈川県賃貸住宅供給促進計画」「神奈川県マンション管理適正化推進計画」を統合一本化する方針を示している。

策定に当たり、ポストコロナの新たな日常や働き方など社会環境の変化をしっかりと見据え、コミュニティ・街づくりの視点、安全・安心な住まいづくりの視点とともに、住宅確保要配慮者へのセーフティネット機能の強化・拡大を図ること。

(回答)

今回の「神奈川県住生活基本計画」の改定は、「新たな日常」に伴う住まい方の多様化や、気候変動の影響などによる自然災害の激甚化・頻発化などに的確に対応するため、行うものです。

計画案の基本目標は「人生100歳時代に向けて、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる『いのち輝く住まいまちづくり』の実現」とし、安全・安心な住まいまちづくりや住宅確保要配慮者の居住の安定確保（住宅セーフティネット機能の強化など）、地域コミュニティの再生を含む、9つの目標の実現に向け、総合的な住宅施策を展開することとしています。

9 将来に渡って持続可能な水道の実現

(要望)

企業庁は令和元年3月に「神奈川県営水道事業経営計画」を策定し、今後給水人口の減少が見込まれることや大規模災害の発生が懸念されるなど、厳しい事業環境にあっても水道施設を適切に維持・更新し、「将来に渡って持続可能な水道」の実現を目指すこととしてい

る。

しかしながら、水事業を巡る諸課題や今後の取組について広く県民、利用者と共有しているとはいいがたく、特に中長期的な視点を持った「これからの時代にふさわしい水道システムの構築に向けた検討会」の取りまとめに挙げられた水道システムの再構築のほか、管路、施設の更新、維持管理等、持続可能な水道のための財政的な負担を利用者自身がどう支えるのか、これからの時代にふさわしい料金体系のあり方を含め、議論が必要である。

従来の広報に加えて、県民、利用者との共有と課題解決への協力が図られるよう手立てを講じるなど、公営水道の責務を果たすこと。

(回答)

県営水道事業の経営に関する諸課題について、新たに設置する神奈川県営水道事業審議会において、有識者や水道使用者等による議論を深めていただくとともに、「お客様意識調査」や「事業所調査」を実施し、幅広く水道使用者の意見やニーズを把握してまいります。

また、水道使用者が事業運営に協力いただけるよう、県営水道の広報紙「さがみの水」等により、水道事業の課題等を丁寧に説明するなど、理解促進に向けた広報に取り組んでまいります。

文教

1 県立高校改革の着実な推進について

(要望)

新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」が定着する中、県立高校改革の推進においては、学びの保障と教育の質の向上を担保し、生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする「生徒第一（スチューデント・ファースト）」という基本的な考え方の下、県立高校改革を着実に進める必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を的確に県立高校改革実施計画に反映し、生徒が安全で安心な学校生活を送りつつ、学校教育の質を高めるよう取り組むこと。

(回答)

県立高校改革の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及び、新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提に、「新しい生活様式」の中で、学校教育の質を高め、生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、国の動向や県内の感染状況を適宜、把握して取り組んでまいります。

2 「ともに生きる社会」を実現する教育の推進について

(要望)

県は、インクルーシブ教育実践推進校を14校に増やしているものの、肢体不自由、医療的ケアのある児童生徒の受入態勢にはまだ課題が多い。加えて、増加している日本語の理解に困難がある児童・生徒への支援の充実のためにも、就学情報の多言語化や通訳派遣事業の

拡充、地域NPO等をはじめとした関係機関との連携・協働が求められる。

こうした課題を捉え、的確な整備と人員確保を進め、インクルーシブな社会「ともに生きる社会」を実現する教育を着実に推進すること。

(回答)

県教育委員会では、共生社会の実現に向け、支援教育の理念のもと、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進しており、高校段階では、できるだけ高校で学ぶ取組を進めているところです。インクルーシブ教育実践推進校14校では、学校全体でチームとして生徒を支援する体制を整え、すべての生徒が共に学べる環境を構築するとともに、キャリア教育やすべての生徒にとってわかりやすい授業や相互理解を深める教育活動にも取り組んでいます。今後も、すべての生徒の高校教育を受ける機会の拡大を図ってまいります。

公立小・中学校では、児童・生徒への生活介助や学習支援を行う特別支援教育支援員の配置については、県においては厳しい財政状況から実施は困難な状況にあります。国において市町村に対する地方財政措置を講じているところです。県教育委員会としては、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充を要望してまいります。

県立高等学校及び県立中等教育学校では、現在、学校生活を送る上で、生活介助が必要な生徒について「介助職員」を配置するための支援をしています。今後も引き続き、在籍する障がいのある生徒が、円滑な学校生活を送ることができるよう県立高等学校・中等教育学校介助職員事業実施要綱に基づき支援してまいります。また、医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する学校に、看護師を定数措置できるように学校教育法等に位置付けることや、訪問看護制度の利用に係る経費に対して地方財政措置を講ずるよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国への要望を実施してまいります。

就学に関する情報ですが、市町村教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、外国籍の子どもを支援する団体が作成した多言語版のガイドブックを紹介し、ガイドブックを活用した保護者への就学支援などの好事例を情報提供していきます。

また、通訳等の充実については、公立小・中学校では、各市町村教育委員会が必要に応じて通訳や日本語指導協力者等の派遣を行っており、県教育委員会としては、希望する市町村教育委員会に対して、国の補助事業を活用し事業費補助を行っています。また、児童・生徒及びその保護者への母語支援の一環として、多言語翻訳ICT機器及び翻訳ソフト・アプリ等、ICTの活用について、市町村教育委員会に対し情報提供等を行っています。

県立高等学校では、「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業」により、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している高等学校22校に、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、多文化教育コーディネーターを配置し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートしています。令和2年度からは、横浜

北東・川崎地域において、入学直前のプレスクールや、週末地域日本語・学習支援を行っています。さらに、保護者に対しては、通訳支援事業にて、保護者面談等必要に応じて通訳派遣に係る費用を措置しています。

今後も、日本語の理解に困難がある生徒について、日本語学習の支援や通訳派遣に係る支援の一層の充実を図ってまいります。

さらに、NPO等との協働についても、県内で活動するNPO法人と協働事業の実施や、関係機関連絡会の開催等を通じて、今後も学校内外での支援や相談体制の構築に努めていきます。

3 「GIGAスクール構想」の着実な推進について

(要望)

コロナ禍を受けて全国的にGIGAスクール構想が大きく前進する中、本県においても県内小中学校における一人一台端末は今年中には実現される見込みである。

しかしながら、いまだICTを活用した授業が苦手な教員も多く、環境面ではインターネット接続に関する不具合など、様々な問題が懸念される。

今後も現場での問題を的確に把握し対処することで、GIGAスクール構想を着実に推進すること。

(回答)

県教育委員会では、各教育事務所や県立総合教育センターにおいて、公立小中学校の担当教員や新採用、中堅教員等を対象に研修講座を実施しております。各市町村によって導入している端末やソフトが異なっていることを踏まえ、研修講座については、ICT活用の基本的な考え方や手法等を研修の内容としています。

こうした基本的な内容や、各教科におけるICTの効果的な活用方法、整備・運用面での課題などについては、全県指導主事会議等を通して県内各市町村教育委員会と共有するとともに、「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を随時改訂することで、ICTを活用した学びの一層の充実を図っていきます。

また、令和3年5月に政令市・中核市教育委員会とともに設置した「ICT活用に関する連絡会議」においてICT活用の課題等を集約していき、その中で得られた改善策等を情報提供するなどして各市町村教育委員会による小・中学校でのICT活用推進を支援してまいります。

さらに、令和3年度2月補正予算を計上し、ICTを活用した教育活動をより円滑に展開するため、ヘルプデスク等を担う「GIGAスクール運営支援センター」を開設し、市町村立学校に必要な支援を実施してまいります。

4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの拡充について

(要望)

いじめ・暴力行為・不登校への対応は本県が長年抱えている課題である。ここ数年では、周囲から実態が見えにくいインターネットを介したいじめ等も存在しており、児童・生徒を取り巻く環境の変化に応じたきめ細かい対応が求められている。

そのような課題の解決に大きな役割を果たすのがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの存在であり、導入以降年々拡充されてはいるものの、いまだ十分とは言えない状況である。

児童・生徒が安心して学び、学校生活を送ることができるよう、引き続きそれらの配置人数・時間の拡充に努めること。

(回答)

スクールカウンセラーについて、県立高等学校及び中等教育学校においては、令和4年度は4人増加し、96人を配置する措置を講ずることといたしました。小・中学校においては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しておりますが、国庫補助が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや、県の厳しい財政の状況から、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは困難な状況にあります。

また、問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについて、県立学校においては、平成30年度から30名を配置しています。また、小・中学校においては、平成21年度から配置しています。令和4年度は2人増加し、50人を配置する措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めております。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

5 特別支援学校等の過大規模化解消について

(要望)

特別支援学校への入学希望者は増加傾向にある。特に、人口増加の著しい横浜市港北区、川崎市、藤沢市などでは、在籍者が増加し過大規模化や過密化が進んでいる。

特別支援学校の新設や既存学校の増改築、分教室の設置などにより受入枠を拡充し、障がいのある児童・生徒に対する充実した指導を確保すること。

(回答)

現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、特別支援学校の整備等に係る施策の方向等を取りまとめております。

具体的には、川崎市内、横浜市内にそれぞれ県立特別支援学校の新設、県立総合教育センター亀井野庁舎の跡地を活用した藤沢養護学校の増改築を基本として対応していきます。

こうした整備に向けて、川崎市内への新設については、川崎市教育委員会と合意した内容

に基づき整備を進め、横浜市内への新設については、引き続き、横浜市教育委員会等と緊密に連携を図りながら、学校規模や設置場所等の調整を進めてまいります。

6 国際社会で活躍できる人材の育成について

(要望)

国際社会で活躍できる人材の育成が望まれる中、英語教育の充実を図り、小学校外国語教育の充実に向けては、英語専科担当教員の配置、県立高校及び中等教育学校においては、外国語指導助手（ALT）活用の配置等が進められている。

これらの推進には期待するところであるが、同時に、これらの施策が、実際に英語によるコミュニケーション能力の向上を通して、国際社会で活躍できる人材の育成につながるよう確実に推進すること。

(回答)

小学校外国語教育の充実については、神奈川大学と連携し、免許法認定講習を実施し、各地区から選出された小学校教員が中学校英語二種免許状を取得し、各地区において多くの小学校教員の専門性向上に資する中核的な役割を果たせるよう、令和4年度も引き続き取り組んでいきます。また、全県指導主事会議等を通じて市町村教育委員会に対して事例の共有を行うほか、連絡協議会を開催し、小学校英語専科教員間の連携等を図ってまいります。

県立高等学校及び中等教育学校については、外国人英語指導助手（ALT）を継続して全校全課程に配置し、効果的な活用を図り授業を更に充実させ、生徒の外国語によるコミュニケーション能力、特に発信力の強化を図ってまいります。

また、国際社会で活躍できる人材の育成を目指し、学力向上進学重点校・同エントリー校及びグローバル教育研究推進校等、国際教育を推進する県立高等学校に対しては、今後も引き続き重点的に外国人英語指導助手（ALT）を配置してまいります。

7 教職員によるわいせつ事案の根絶について

(要望)

わいせつ事案を起こす教職員の不祥事が後を絶たないことから、県教育委員会は、「わいせつ事案防止対策有識者会議」を設置し、「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を受けた。しかしながら、それ以降も、教職員がわいせつな行為で懲戒処分を受ける事案が頻発している。

わいせつ事案の根絶に向け、不祥事防止対策の検証を行うとともに、提言を受けた不祥事防止対策をいち早く実施し、安心して学校生活を送れる環境をつくること。

(回答)

教職員によるわいせつ事案が続いている状況から、令和3年度は、わいせつ事案の根絶を最重要の課題とする取組方針を策定し、「わいせつ事案防止対策有識者会議」からの提言を踏まえた教職員の倫理に関する指針の策定、研修用映像資料作成、学校内で不祥事を未然防

止・早期発見するための体制づくりなどの取組に加え、「わいせつ事案防止セミナーの開催」などの緊急的な取組等を実施しています。各取組については、着手可能なものから速やかに実施していくとともに、より効果的な取組になるように継続して検証を行ってまいります。

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、わいせつ事案の根絶に向けて、不祥事防止対策を進めてまいります。